

## 中小企業者等成長支援アドバイザー派遣事業実施要領

### (目的)

第1 本事業は、中小企業者等の持続的な成長を促進するため、民間の専門家を活用し、中小企業者等が抱える経営、人材不足、DX化、技術等の課題に対して、的確な助言及び指導等を通じて課題解決の取組を支援することにより、中小企業者等の経営力向上を図ることを目的とする。

### (中小企業者等の定義)

第2 この要領において、中小企業者等とは、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条に規定する中小企業者、任意のグループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)及び創業を予定する者をいう。

### (支援の対象及び内容)

第3 本事業による支援の対象は、以下の1号から3号のすべての要件を満たす中小企業者等とする。

- 1 経営力向上を目指す意欲が十分あると認められること。
  - 2 経営力向上に係る目的あるいは目標が明確であること。
  - 3 支援の効果が期待できる状況であると判断されること。
- 2 本事業による支援の内容は、中小企業者等の経営層や課題解決に取り組む部門責任者、後継者等に対する指導及び助言であり、課題解決のための実務の請負や一般社員への研修を行うものではない。
- 3 1回当たりの支援時間は、原則3時間とする。

### (アドバイザー派遣の申請)

第4 支援を希望する中小企業者等は、様式1の「申請書」を提出しなければならない。なお、1年度に申請できるのは、1回限りとする。

### (アドバイザー派遣の決定及び選定方法)

第5 第4の申請に対するアドバイザーの派遣決定及び派遣するアドバイザーの選定及び回数等は、公益財団法人大分県産業創造機構(以下「機構」という。)事務局長が決定する。なお、一つの申請に対するアドバイザーの派遣回数は、5回を上限とする。

- 2 前記の決定及び選定に当たっては、必要に応じて事前に面談するなどし、事業の現況、課題、支援の必要性等について、調査するものとする。
- 3 機構は派遣を依頼するアドバイザーに対し、様式1-2「業務依頼書」を送付し、アドバイザーは当該派遣を承諾する場合、速やかに承諾書を提出するものとする。
- 4 前期3の承諾書を受領後、機構は申請者に対し、様式1-3「実施決定通知書」により事業実施の決定を通知する。

### (支援企業の負担額)

第6 アドバイザーの派遣により支援を受ける企業(以下、「事業実施企業」という。)は、第10で定める謝金の3分の1を負担する。

- 2 負担金の納付については、第5の3の通知に併せて請求するものとし、負担金納付の確認後にアドバイザーの派遣を実施する。

### (アドバイザーの登録)

第7 アドバイザーとして登録する者(以下「登録アドバイザー」という。)は、中小企業診断士、情報処理技術者、税理士、公認会計士、技術士及びISO審査員等幅広い分野の専門家で、中小企業者等への支援実績を有する者又は専門分野の実務経験が豊富な者とする。なお、詳細の登録基準は別に定める。

- 2 アドバイザーの登録を希望する者は、様式2「中小企業者等成長支援アドバイザー派遣事業に係るアド

「バイザー登録申請書」を提出しなければならない。

- 3 前記の申請者について、機構経営支援課長が面接を行い、登録基準に照らし合わせて適當と認める者をアドバイザーとして登録するものとする。
- 4 登録アドバイザーは、機構のホームページに、専門分野や活動・支援実績等を自ら入力し、公開する。

#### (アドバイザーの守秘義務)

第8 アドバイザーは、本事業により知り得た中小企業等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

#### (アドバイザー登録の取消し)

第9 第8の守秘義務に違反した場合又は本人から登録削除の意思表示があつた場合は、アドバイザーの登録を取り消すものとする。

2 登録アドバイザーについては、3年ごとに登録更新の照会を行うものとし、期限までに登録更新の意思表示がない場合は登録を取り消す。

3 前記の更新に当たっては、過去3年間の本事業での活動状況等を勘案して、登録を取り消すことができることとし、その詳細については別に定める。

#### (アドバイザー謝金等)

第10 アドバイザーに対する謝金は、1回の派遣につき 30,600 円とし、機構の旅費規程により旅費を支給する。また、高速道路及び現地駐車場を利用した場合は実費を支給する。

2 アドバイザーは、第11の報告書提出に併せて、様式5「請求書」を機構に提出しなければならない。

#### (報告書の提出)

第11 業務終了後、アドバイザーは様式3「業務報告書及び業務支援シート」を、事業実施企業は様式4「実施報告書」を速やかに機構に提出しなければならない。

#### (事業評価)

第12 機構は、一定期間経過後に、必要に応じ、事業実施企業からヒアリングを行い、事業効果を調査するものとする。

(附則)この要領は、平成14年度から施行する。

(附則)この要領は、平成15年度から施行する。

(附則)この要領は、平成17年度から施行する。

(附則)この要領は、平成18年度から施行する。

(附則)この要領は、平成19年3月8日から施行する。

(附則)この要領は、平成20年5月30日から施行する。

(附則)この要領は、平成21年5月18日から施行する。

(附則)この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)この要領は、平成26年5月23日から施行する。

(附則)この要領は、平成27年5月1日から施行する。

(附則)この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)この要領は、令和7年4月1日から施行する。